（各項目における細分の省略等）	
第二十三条　第十八条から第二十条までの規定にかかわらず、これらの条の各収益又は各費用のうち、その金額が重要でないものについては、当該収益又は費用を細分しないこととすることができる。	（新設）
2　損益計算書の各項目は、当該項目に係る収益若しくは費用又は利益若しくは損失を示す適当な名称を付さなければならない。	
第四節　業務報告書	（新設）
（業務報告書）	
第二十四条　業務報告書には、次に掲げる事項その他組合の状況に関する重要な事項を記載しなければならない。	（新設）
一　その事業年度における運営の経過及び成果（受入出資金の払込等資金調達の状況及び投資の進捗状況を含む。）	
二　過去三年間以上の運営成績及び財産の状況の推移、当該事業年度までの運営成績の累計額並びにこれらについての説明	
三　決算期後に生じた組合の状況に関する重要な事実	
第五節　附属明細書	（新設）
（附属明細書）	
第二十五条　附属明細書には、次に掲げる事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び業務報告書の記載を補足する重要な事項を記載しなければならない。	（新設）
一　投資の明細及び投資の時価の明細	
二　投資先事業者の状況及び主要な財務数値	
三　組合員の持分に関する明細	
四　分配金の明細	
五　投資損益の明細	
六　その他の勘定明細	

附　則

この省令は、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。